

愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会会議録  
(要点筆記)

(日 時)

平成29年6月27日(火) 13:45~14:15

(場 所)

愛媛県松山市三番町四丁目4番地5

松山センタービル1号館 4階 4-5会議室

(出席者)

委員： 森恒雄委員、上甲憲章委員、三好勝志委員  
計3名

事務局： 藤本事務局長、横山総務企画係長、白石主事、西川主事

(署名委員)

森恒雄委員、上甲憲章委員、三好勝志委員

(議事次第)

1 開会

2 議題

(1) 議案第1号

愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員長の退職について

3 閉会

(議事内容)

開会

森委員長  
職務代理

本日はお忙しいところご参集いただきありがとうございます。  
定刻より少し早いようですが、全員お集まりですのでただ今から愛媛県後期高齢者医療  
広域連合選挙管理委員会を開会いたします。

森委員長  
職務代理

本日、大野委員長は欠席でございます。  
また、本日の議題は、委員長ご自身の案件のため、地方自治法第189条第2項の規定  
により委員長ご自身が議事に参加することはできません。  
また、本日の委員会の出席委員は3名で、地方自治法第189条第1項の要件を満たし  
ており、有効に成立していることをご報告いたします。  
なお、地方自治法第187条第3項で委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委  
員長職務代理者がその職務を代理することが定められておりますので、本日は私が議事進  
行をいたします。

(1) 議案第1号

愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員長の退職について

森委員長  
職務代理

本日の議題は1件でございます。  
それでは、「議案第1号 委員長の退職について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

「議案第1号 愛媛県後期高齢者医療広域連合委員会委員長の退職について」ご説明をいたします。

平成29年6月20日に、大野嘉幸委員長から愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長及び委員の職について、6月27日付で退職したい旨の退職願が提出されました。

選挙管理委員会の委員長の退職については、愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第5条 第2項の規定により、選挙管理委員会の承認が必要となります。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。  
以上で、説明を終わります。

森委員長  
職務代理

以上で、説明が終わりました。  
大野委員の委員長職の退職を承認することにご異議ございませんか。

委 員

異議なし

森委員長  
職務代理

ご異議なしと認めます。  
よって、大野委員長の委員長退職を承認することに決定いたしました。  
次に委員職についてですが、愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第5条 第1項に委員長の承認が必要とされており、地方自治法第187条 第3項に委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長職務代理者がその職務を代理することが定められております。

委員長職務代理として、大野委員の退職を承認します。

以上で「議案第1号 委員長の退職について」を終了します。

大野委員の退職に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に欠員が生じることとなります。

委員の欠員については、地方自治法 第182条 第3項により、委員長が補充員の中から補欠することが定められております。

また、補充の順番については、現在の委員及び補充員が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会で決定した際に、併せて決定されております。

補充の順序1番の中村純さんを平成29年6月27日から選挙管理委員会委員とします。

委員の皆様には、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

事務局

次回の委員会につきましては、7月3日 月曜日の午後二時から行う予定としております。

また、次回は、中村委員にも出席いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。  
事務局からは以上です。

閉会  
事務局

以上で、本日の選挙管理委員会を終了いたします。  
本日は、ありがとうございました。

署名委員

委員長職務代理

森 恒 雄

委

員

上 甲 憲 章

委

員

三 好 勝 志